

午前10時05分開会

○門口局長 それでは、皆さん、改めましておはようございます。私、事務局長の門口でございます。今回、政務活動費交付額等審査会、新たな任期という形になりますので、正副会長のほうを互選されるまで、私のほうで進行のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局のほうも、4月異動等でかわっておりますので、自己紹介をさせていただきたいと思えます。

それでは、小玉さんのほうから。

○小玉次長 はい。皆さん、おはようございます。このたび4月から千代田区議会事務局の次長を拝命いたしました、小玉と申します。

ここに来る前は、道路を挟んで、ちょうど前に高齢者総合サポートセンターというところがございまして、そちらのほうで、主に認知症対策であるとか、高齢者の虐待防止であるとか、あとは医療と介護の連携だとか、そういったことを、高齢者福祉を主にやっておりました。ちょっと、区議会事務局は初めての経験になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋庶務係長 庶務係長の高橋でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○岡田庶務係員 4月より庶務係に異動になりました、岡田と申します。よろしくお願いいたします。

○門口局長 はい。事務局のほうは以上でございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、これから始めたいと思えます。

まず、委員のほうでございますけど、資料のほうに委員の名簿のほうがついてございます。こちらのほうの名簿をごらんいただいて、前回と変わりございません。私のほうから紹介をさせていただきますが、上村委員です。よろしくお願いいたします。

○上村委員 お願いします。

○門口局長 あと、竹内委員です。よろしくお願いいたします。

○竹内委員 お願いいたします。

○門口局長 あと、民谷委員です。よろしくお願いいたします。

○民谷委員 よろしく申し上げます。

○門口局長 あと、廣瀬委員でございます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬委員 よろしく申し上げます。

○門口局長 あと、本多委員でございます。よろしくどうぞ申し上げます。

○本多委員 お願いします。

○門口局長 このメンバーでやらさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

資料のほうに、条例と規則と規程という形をつけさせていただいております。その中で、審査会に関する規程というところがございまして、こちらのほうに、審査会には会長及び副会長を置くという形になっておりまして、委員が互選をするということを第5条のほうで審査会に関する規定の中の第5条、こちらのほうに規定をされているところでございます。

まず、会長のほうの互選のほうにお願いしたいと思っておりますけれども、どなたか推薦等、いらっしゃいましたら、ご発言のほうをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○竹内委員 よろしいでしょうか。

○門口局長 どうぞ。

○竹内委員 誠に僭越なんですけれども、私、いろんな委員会、会合に出ておまして、この政務活動費委員会ですか、大変、もう、最初から終わりまで、緊張する委員会だと思っております。それをうまくまとめていらっしゃるのが民谷さんだと思いますんで、知識のある民谷さんにぜひ、また今回もお願いしたいと、そういうことです。よろしくどうぞお願いいたします。

○門口局長 竹内委員、ありがとうございます。今ご推薦で、民谷委員をとのお話でございましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○門口局長 それでは、民谷委員、まことにあれでございますけれども、また会長のほうの就任のほうをよろしくお願いいたします。

じゃあ、会長のほうで、何か一言ございましたらお願いします。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

知識はないんですけれども、多少の経験だけはあります。引き続き、本審査会は皆さんのお知恵を出していただいて、そのおかげさまで、これまで審査会を無事に進めてこられましたので、引き続き皆様にはよろしくお願いしたいと思います。

先ほどもご説明ありましたように、副会長の互選なんですけれども、私のほうで指名させていただきます。よろしゅうございませうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それじゃ、廣瀬委員に副会長をお願いしたいと思います。

ご挨拶を。

○門口局長 お願いします。

○廣瀬副会長 では、廣瀬でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。会長をできる限りサポートさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○民谷会長 よろしくお願いいたします。

それでは、議題の(2) 審査事項にということでございますけれども、当審査会の審査事項について、今期のスケジュール等も含めて事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしいですか。

○門口局長 はい。それでは、私のほうから、審査事項につきましてご説明を申し上げます。ちょっと資料のほうは、今後のスケジュール案、こちらのほう、A4の横長のほうでございますけど、ちょっとこちらのほうをご覧いただければと思っております。

本日、新しい任期で、初めて開催をさせていただいたところでございます。条例等にも、条例の第10条第2項ですけど、議長のほうが、少なくとも3年に1回、政務活動費の交付額を見直さなければならないというふうになっております。そして、議長は前項の見直しをするときは、別に定める方法により意見聴取を行った上で議会運営委員会に諮り、決定をしなければならないという形になってございます。そして、意見聴取する場として、この審査会のほうが設けられているところでございます。

ただ、新しい議員の任期が5月1日からということで、議長等は今後開かれます臨時会で選ばれるという形になっております。そういうこともございますので、新しい議長のもとで次回開催されます審査会のほうで、実際の諮問のほうを受けるような形でお願いをしていきたいというふうに思っております。

前回答申は、このスケジュールのほうを見ていただければあれでございますけれども、29年度の7月4日の欄、このところで答申をいただいているところでございます。諮問は平成28年の2月の23日、諮問のほうを議長から出されまして、それに基づいて、その後、29年の7月、1年かけまして、答申のほうを作成していただいたようなところでございます。そうしますと、3年に1回というところでございますので、今回の答申は、平成で行きますと32年の7月ごろまでという形でお願いをしていきたいなというふうに思っております。

そうしますと、7月に諮問をいただきまして、1年という形になりますけれども、前回は実際の審査はその程度の期間でやっております。7月に諮問いただいて、そのときには30年度の収支報告も一緒にごらんをいただきまして、内容を見ていただきまして、ご議論いただいて、11月ごろに各派意見が聴取が必要となれば、その程度のときに、各会派から意見をお聞きしたいというふうに思っております。あと、2月に論点を整理していただきまして、このときにはもう既に31年度の上半期の収支報告のほうもでき上がっておりますので、そちらもごらんいただければと思っております。そして、4月、5月と、論点整理をしていただいて、7月に答申をいただくような形でお願いしたいなというふうに思っております。

7月の諮問を受けるときには、資料としてどのようなものがよろしいかということも、あわせて事務局からも提示しながら、委員の皆さんにもご意見をいただきまして、資料のほうの整理を作成していきたいと思っております。その資料に基づいて、皆様にご議論がいただけるような形になればいいなというふうに思っております。

資料や、あとは審査会の回数等、不足等があれば、適宜追加をさせていただきまして、やっていきたいなというふうに思っているところでございます。

あと、ちょっと、こちら、政務活動の予算額のほうを、ちょっと一覧にしたものがございますので、ちょっとこちらのほうも参考に。あ、すみません。ちょっと、お手数ですが。
○高橋庶務係長 失礼します。

〔追加資料配付〕

○門口局長 あくまでも、31年度の今の現在の予算で、今、そんなような形になっているようなところでございますので、そういうのも新たに7月の諮問をいただいたときには少し参考になるようなものをしっかりとそろえて、ご議論いただくような形でお願いしたいというふうに思っているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

今後のスケジュールというのは、今後、議論しながら、また変わってくる部分もあると思っておりますけれども、事務局の腹案というか、そういうことで受けとめさせていただくということで、よろしいですね。

○門口局長 はい。

○民谷会長 で、どちらにしろ、答申はこの時期が望ましいと、こういうことですよ。

○門口局長 はい。3年に一度という形になりますと。

○民谷会長 はい、わかりました。

あと、今いただいた政務活動費の予算額、これは平成31年度ということなんですけども、前にこれ、ごらんいただいて、もう、私も全く記憶が残っていないんですけど。

○門口局長 あ、じゃあ、答申のほうも、前回の答申がどんなだったか、出していただいて。

○民谷会長 ああ、そうですね。そのほうがいいかなというふうに。はい。ありがとうございます。

○門口局長 失礼しました。前回いただいた答申の内容がそのような内容で、答申の内容としまして、政務活動費の交付額についてということと、あとは政務活動費を充てることのできるケイキの範囲についてということでご意見をいただいたところでございます。

○民谷会長 ご承知のように、前回は人件費について日常的な事務員の雇用を禁止していたわけなんですけども、それを解除するということになりましたので、これは非常に大きな使途基準の変更だったと思うんですね。今回、その辺をどうするかというのも、これからの議論になりますけども。

それからまた、会議費については、原則として飲食を伴うものは廃止をすべきであるということで、恐らく、これは各会派には、聞いてくる部分もあると思うんですね。だから、そういう実態を踏まえながら、またご議論させていただきたいというふうに思っております。

ほかに何かございますか。政務活動費の予算額のところで、ごらんのように、随分高い、低い、各区によって違いがあるので、これがどこか、比較的最近変更があってこうなったとか、そういうことがあれば、それをちょっとお調べいただいたほうがいいのかというふうに思います。

○門口局長 はい。

○民谷会長 何かありますか。よろしいですか。

またちょっとごらんをいただいて、ご意見を賜りたいと思いますけども。

○本多委員 これ、平均額って、前回答申したときと変わっていないんですね。

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 今回の31年度予算は。

○門口局長 たしか動いていない気がします、たしか。

○本多委員 だから、そこから動いていないんですかね。

○門口局長 相当、政務活動費をいろいろと使い道を……して、いろいろ、今、各区、慎重にやっているのかなという気は、ちょっとしておりますが。

○本多委員 ああ、なるほど。横に議員報酬も書いておくと、おもしろいのかなと思ったんですけど。

○門口局長 あ、そう思いますんで、ちょっとそこで、手持ちの資料はちょっとあれですが、報酬も結構やっぱり、いろいろばらばらでございます。

○本多委員 いろいろ、ばらばらですね。

○門口局長 最高、最低とか、いろいろありまして。そこと、多少相関関係みたいなもの

も出てくるのかなという気はちょっとしておりますので。

例えば、議員さんの一番高いところは、葛飾区が62万2,000円。中野区が一番低くて、58万9,000円。というような感じの、ちょっと、表がございます。これもちょっと、最新の情報をまだちょっと手に入れておりませんので、こちらは結構、3年に一遍ぐらいで、こっちのほうも見直しですが、こちらは、どちらかという職員給料とかに結構変動するところもありますんで、移動しますので、こちらは最新のほうで、状況で、あれしたいと思います。

また、議長、副議長、委員長、副委員長という形で、ここ、金額の差が出たりとかしておりますので、そこら辺を参考にさせていただけるようなものを、次回にはそれでは出させていただくようにしたいと思います。

○民谷会長 前回のこの諮問の前後、でしたかね、特別職報酬審議会でいろいろおありになって。それで、あれは結局まだ、事態はそのまま変わっていないということですか。

○門口局長 ええ。それで、報酬審のほうを昨年開きました。それで、これは議員の報酬と、あと区長、副区長、教育長の報酬と一緒に審査するんですけども、それで答申は出たんですが、今回、我々職員のほうの、特別区人事委員会のほうの給与勧告というのが毎年出ているんですが、ちょっと人事制度が変わったために、特別区は、平均給料をぐわっと下げるような形の答申が出てしまったんです。それは、その人事制度の見直しの中で、ちょっと計算の仕方が、いろいろ計算の仕方があれして、まあ、ほかの市町村は全部、軒並みですけども、大体上がっている段階で出ていて、これはおかしいんじゃないかというところで、何でだということ、その人事制度の見直しがあって、今までのやり方でやってしまうと、ちょっと落ちちゃうというような形。そういう答申が出たものですから、それとの整合性をとれるのかという形で、ちょっとまだ区長のほうで、その答申をどうするかというところが、最終結論が、まあちょっと議会の部分も絡むので、ちょっと出ていないような状況でございます。

○民谷会長 ああ、そうなんですか。

○門口局長 ちょっと、そんな状況もあるということでございます。

○民谷会長 ああ、そうですか。わかりました。

それじゃあ、次回また、その、それに関する資料等、補足なりがあれば、お願いしたいということ。

3番目に、じゃあ使途基準についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○門口局長 はい。それでは、使途基準につきましてご説明をいたします。

区議会では、議長の諮問機関といたしまして、平成14年7月に議会活動条件整備等検討会を設置してございます。議会改革に向けて、課題となっている事項等の検討を継続的に行っているところでございます。政務活動費についてもこの検討会のほうで検討を重ねられているところでございます。

3月の検討会の中で、人件費とか図書・資料費、事務所費や交通費など、さまざまな検討が行われたんですけども、このたびこの中の人件費と図書・資料費につきまして、検討会でまとめました。その後、区議会として使途基準注意事項・申し合わせ事項等の改正がありましたので、ご報告を差し上げるところでございます。

資料のほうは、今申し上げました使途基準の一覧表ですね、こちらのほうの資料のほうを、A3の横長のものがございます。こちらのほうをごらんいただければと思っております。

こちらのほう、左側が条例に書かれております政務活動費を充てることができる経費の範囲でございます。これはもう既に条例で書かれていることですので、こちらにつきましては、何か見直しをする場合には条例改正という形になっております。こちらのほうの改正のほうは、今回はございませんでした。

それで、右側の欄が使途基準注意事項・申し合わせ事項等ということで、議会の中で、こうしましょう、ああしましょうという基準みたいなものを、申し合わせをしているところがございます。裁判所の中で争いがあったときには、こういう基準はどうなっているのかということも、一つの判断基準にされているようなところがございます。ここにつきまして、先ほど申し上げました人件費のところ、一番上の項目でございますけれども、このところにつきまして、⑤番で、新たに追加をしたのが⑤番。「事務補助として一定期間継続」、まあ1月～1年等「して雇用する場合は、5割を上限として按分すること」ということを最終的に申し合わせで確定をしたところがございます。

これは、当審査会、先ほど言った29年7月4日に答申をいただいた内容、政務活動費を充てることができる経費の範囲の見直しについて、人件費につきまして使途禁止事項の日常的な事務員の雇用の禁止を解除すべきであると。また、事務費を調査研究等政務活動を補助する経費に改めるべきであると。そういう形で、なお、さらになおですね、課題別経費に計上するなどの従前から認められている政務活動補助に限定した臨時雇用を除き、一定期間継続して雇用する場合は、按分費として2分の1を上限として設定すべきであるという答申をいただきましたので、その内容を議会で検討した結果というところがございます。

続きまして、図書・資料費の新聞の経費でございますけれども、下のますの四つ目、下から四つ目の図書・資料費のところがございます。このところ、③番のところがございますけれども、「5大紙（朝日・読売・毎日・日経・産経）やブロック紙（東京・中日等）の商業新聞は、5割を上限として按分する」というところがございます。ここにつきましては、やはり新聞は情報収集として重要な要素であり、対象とすべきだという意見がございまして、いろいろな議論を行いました。今までは、これは一般的にどの家庭でも購読しているものであって、社会通念上の観点から、特に政務活動費としての支出は認められないというふうな形で申し合わせをしていたところですが、しかし情報としての新聞はやっぱり、今こういう世の中になっても大事だろうと。ただ、全てオーケーということではなくて、家庭でも使うところも考えると、2分の1按分という形で、5割を上限として按分をして認めるべきではないかということで、いろんな議論の中で情報を収集するのは政務活動として大事だよという形になりまして、申し合わせ事項という形で、対象として今回認めるという形で、皆様のご意見がまとまったところがございます。

あと、これ、事前にもう、お話ししていたと思うんですけども、会議費のところの⑦番のところがございますけど、「会費の領収書等には飲食費を含まないことを明らかにすること」という形で、こちらのほうも答申の内容のところを踏まえた対応という形で、これはもう、11月に全て、皆さんの合意をいただいているところです。

ただ、ここにつきましては、やっぱり領収書をどういう形でとれるのかというところは非常に議論になりまして、もうこれは、会派の皆さんに、そういうところをちゃんと明確にした領収書を出してもらいたいをお願いしていくしかないよねというようなことは、皆さんのほうでお話し合いはされたところでございます。

説明は以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

今、使途基準の注意事項と申し合わせ事項等で変更のあった部分をご説明いただきました。何かございましょうか、質疑。

○廣瀬副会長 では、すみません。次回に30年度の報告を見せていただきながらでいいんですけども、例えば人件費などについては、条例改正によってということも含めて、新しいシステムに動く。で、一番早くて30年度からということかなと思っていたのですが、他方で、按分比を定められたのがことしになってということだと、そのあたりは、もう31年度、新しい任期の議会になってから初めて動くという感じなんですか。

○門口局長 イメージ的には、多分割合——これがまだ、申し合わせとして確定していませんでしたので、人件費に関しては、かなりやっぱり使われていないというのがちょっと印象でございます。

○高橋庶務係長 そんな感じですかね。一部会派……

○門口局長 一部会派という形になっております。

それで、これで明確にされて、申し合わせもされましたので、今後、本当に必要性があるのにちょっと、というふうなところもあったのかなとっておりますので、今回は4月で一旦切れて、5月からという形になりますので、ちょっと4月がまたいろいろと、選挙とかの月でもございますので、ちょっとそこら辺、どうかなと思いますので、多分5月ぐらいから動くのかなというのが、ちょっと今のところの私どもの思いでございます。

それはまた、実際の報告書が出たら、ごらんをいただきながら皆様にご確認いただければと思います。

○民谷会長 わかりました。

○廣瀬副会長 恐らく会議費の飲食代を含む、含まないのところと、人件費は金額の必要性であるとか、これによって、結果、執行率が極めて落ちることだと、金額そのものも再検討の余地も出てくるかなと。他方で、新しく、本来はニーズがあったところが使えなかったものが使えるようになって、まあそれで有効に使われているのであれば、金額の判断のときにもそういうことを踏まえるということになると思いますし。ということで、ちょっと今の状況を確認したかったということでございます。

○門口局長 はい。ありがとうございます。

○民谷会長 ほかに何かございますか。

今の話は、審議の、その、交付額の問題ともちょっと絡んでくるところではありますけれども。よろしゅうございましょうか。

〔「了承」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 ほかに、じゃあなければ、議題の(4)その他ということで、何かございますか。次までに、こういう資料を用意してほしいとか。何かそういうことも含めて、ございましたらおっしゃってください。

本多先生は、先ほどのあれでよろしいんですか。とりあえず、資料としては。

○本多委員 はい。次回は収支報告を見せていただければということですかね。

○門口局長 はい。ええ。そちらのほうをごらんいただきながら、見ていただいて。また、結構厚いものを見ていただくので、ちょっとお時間のほうとかも含めて、調整しなければいけないかなと思っております。

○民谷会長 はい。

それじゃ、なければ、次回日程等はいつごろということ。かなり、何か紙があって。

○小玉次長 はい。日程調整のほう、用紙のほうをちょっとお配りさせていただいておりますけれども、できれば7月、議会が終わって第1週ぐらいには終わると思います。それで、ちょっと参議院議員選挙もちょっと入ったりするんですけども……

○民谷会長 ああ、そうか。

○小玉次長 7月上旬から中旬ぐらいにかけて、どちらかであれば、新しい議長のもとで諮問をいただいて、その内容確認と収支報告をごらんいただくという形をとらせていただければなと思っております。

それなので、配りました表のほうを、日程表のほうを、ここで確認できればしていただいて、後で……

○高橋庶務係長 ……していく。

○門口局長 うん。こちらのほう、もし、今確認できるものがございましたら、入れていただいて、お渡しいただければと思いますし、後日ということでしたら、ファクシミリ等でご連絡いただければ大丈夫でございますので、よろしく願いいたします。

○民谷会長 それじゃ、次回の日程はそれぞれ皆さんのご都合を教えてくださいまして、追ってまたご連絡するというごことをお願いしたいと思っております。

よろしいですか。ほかに何かございますか。こういうことは言うておくべきだとかということがありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それじゃ、本日の審査会はこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○小玉次長 ありがとうございます。

それで、皆さんお荷物はもう、こちらのほうにお持ちになっておりますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小玉次長 あ、そうしたら、ちょっと、一旦閉めさせていただいて、あと、全国市議会議長会のほうから、先ごろ政務活動費のQ&Aというのが作成されましてですね。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

午前10時32分閉会